

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
について

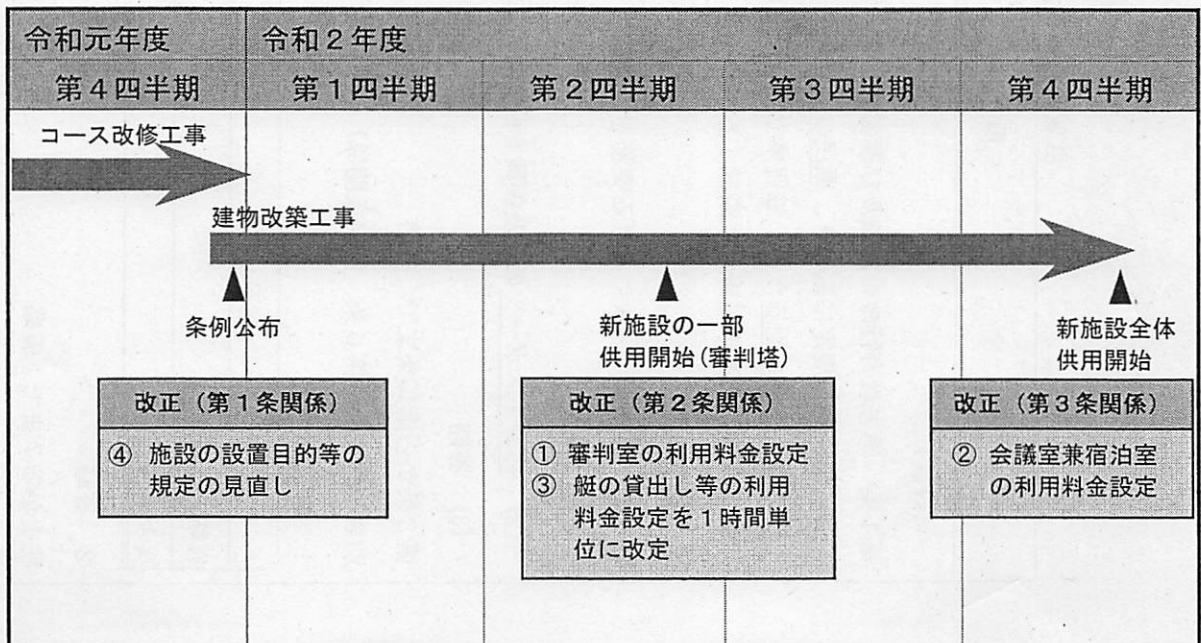
1 改正の理由

滋賀県立琵琶湖漕艇場について、再整備事業の実施により、新施設を供用すること等に
伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条
例（昭和 46 年滋賀県条例第 29 号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

- 新施設の供用に伴う諸室の利用料金の設定
 - ① 新施設のうち審判塔を先行して供用することに伴い、審判室の利用料金を設定す
る。(第 2 条関係)
 - ② 新施設全体の供用に伴い、会議室兼宿泊室の利用料金を設定する。(第 3 条関係)
- 利用者の利便性を考慮した利用料金の時間単位の見直し
 - ③ 2 時間単位で設定していた艇の貸出し等の利用料金を、利用者の利便性向上を
図るため、1 時間単位に改める。(第 2 条関係)
- スポーツに係る認識の変化等を踏まえた施設の設置目的等の見直し
 - ④ 「スポーツ」と「体育」を区別し併記していたものを、スポーツの中に体育が含
まれるという考え方の整理に基づき、見直しを行う。(第 1 条関係)

<再整備事業のスケジュールと条例の改正>



滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新												
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため</u>、滋賀県立琵琶湖漕艇場（以下「漕艇場」という。）を大津市玉野浦に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 漕艇場は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>第3条から第15条まで 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 艇庫等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタート台</td> <td style="text-align: center;">同 3,960</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>注1から7まで 省略</p>	区分	金額	省略		スタート台	同 3,960	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため</u>、滋賀県立琵琶湖漕艇場（以下「漕艇場」という。）を大津市玉野浦に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 漕艇場は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>第3条から第15条まで 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 艇庫等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審判台</td> <td style="text-align: center;">4時間につき 1,720</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>注1から7まで 省略</p>	区分	金額	省略		審判台	4時間につき 1,720
区分	金額												
省略													
スタート台	同 3,960												
区分	金額												
省略													
審判台	4時間につき 1,720												

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧			新					
第1条および第2条 省略 (開場時間等)			第1条および第2条 省略 (開場時間等)					
第3条 漕艇場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、 <u>会議室</u> については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。			第3条 漕艇場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、 <u>審判室および会議室</u> については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。					
2および3 省略			2および3 省略					
第4条から第15条まで 省略			第4条から第15条まで 省略					
別表（第4条、第5条、第14条関係）			別表（第4条、第5条、第14条関係）					
1 艇庫等			1 艇庫等					
区分		金額		区分		金額		
省略			省略			省略		
艇（オール・パドルを除く。）	4人漕ぎ艇	学生等	1艇2時間につき	860	4人漕ぎ艇	学生等	1艇1時間につき	430
		その他の者	同	990		その他の者	同	500
	2人漕ぎ艇	学生等	同	580	2人漕ぎ艇	学生等	同	290
		その他の者	同	860		その他の者	同	430
	1人漕ぎ艇	学生等	同	460	1人漕ぎ艇	学生等	同	230
		その他の者	同	580		その他の者	同	290
審判艇		同	3,440	審判艇		同	1,720	
オール・パドル	学生等	1本2時間につき	320	オール・パドル	学生等	1本1時間につき	160	

	その他の者	同	460
審判台	4時間につき		1,720

(新設)

2 省略

注1から4まで 省略

(新設)

5から7まで 省略

	その他の者	同	230
(削除)			

2 審判室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
審判室 (A)	円 1時間につき 340	円 1時間につき 430	円 1時間につき 590
審判室 (B)	同 310	同 390	同 540

3 省略

注1から4まで 省略

5 審判室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6から8まで 省略

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧				新			
第1条および第2条 省略 （開場時間等） 第3条 漕艇場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、 <u>審判室および会議室</u> については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。				第1条および第2条 省略 （開場時間等） 第3条 漕艇場の開場時間は、 <u>会議室兼宿泊室を除き</u> 、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、 <u>審判室</u> については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。			
2および3 省略				2および3 省略			
第4条から第15条まで 省略				第4条から第15条まで 省略			
別表（第4条、第5条、第14条関係）				別表（第4条、第5条、第14条関係）			
1および2 省略				1および2 省略			
3 会議室				3 会議室兼宿泊室			
		金額		区分		金額	
区分	午前	午後	夜間	会議等	午前	午後	円
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	
会議室	円	円	円	夜間	午後5時30分から午後9時まで	円	
	730	940	1,110	学生等		円	
				宿泊	1人1泊につき	円	1,580

注1から4まで 省略

5 審判室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

(新設)

(新設)

その他の者 同

1,850

注1から4まで 省略

5 審判室を使用する場合および会議室兼宿泊室を会議等のために使用する場合の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 会議室兼宿泊室を会議等のために使用する場合の使用時間は午前8時30分から午後9時までとし、宿泊のために使用する場合の使用時間は午後5時30分から翌日の午前8時30分までとする。

7 会議室兼宿泊室の2分の1を会議等のために使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

8 会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合において、宿泊する日の午後1時(連続して2日以上宿泊する場合における当該宿泊する日

7および8 省略

(初日を除く。)にあつては、午後零時30分) から午後 5 時30分までの間または宿泊する日の翌日の午前 8 時30分から午後零時30分までの間を宿泊のために使用する場合の使用時間に加えて使用するときは、この表に定める額に、それぞれの時間帯の使用につき、学生等は130円を、その他の者は160円を加算した額とする。

9および10 省略